RITSUMEIKAN

RL Newsletter

立命館ロー・ニューズレター

Ritsumeikan University Law Newsletter

No. 54 September, 2008

CONTENTS

Ⅰ New Face

私と立命館から私の立命館へ　浅田　和茂　2

母校にもどってきました　藤原　猛爾　3

勝負の行方　戸部　真澄　4

Ⅱ Sabbatical

豪州での在外研究を終えて　指宿　信　5

Ⅲ Presentation

刑法学会第 86 回全国大会報告を終えて　安達　光治　7

Ⅳ New Book

新刊図書　9

Ⅴ Media Coverage

定例研究会　11

New Face

新任紹介

私と立命館から私の立命館へ

浅田　和茂　ASADA Kazushige

私と立命館との関わりは、1969年4月に遡ります。当時、私は京都大学大学院修士課程で刑事法を専攻していましたが、その年、幾つかの偶然が重なり、立命館大学の佐伯千仞先生が、非常勤で大学院の刑法の演習を担当して下さることになりました。毎週1回、当時立命館大学のあった御所の近く広小路の佐伯研究室に伺いました。それが、私の研究者としての原点であり、その意味では、私の学者生活は立命館の佐伯研究室から始まったといっても過言ではありません。

関西には、戦後、佐伯先生が創設された「刑法読書会」があり、月例で研究会が行われてきました。その事務局は、歴代、立命館の刑事法関係の教員・大学院生が担ってきました。この刑法読書会は、研究者としての私のいわば生みの親であり、現在も活発に活動しています（毎月第一土曜日に朱雀キャンパスで開催され、夏には合宿、年末には集中研究会が行われています）。立命館の刑事法スタッフは、皆、刑法読書会の先輩・同輩・後輩達であり、長い付き合いを重ねてきました。

私は、1980年4月に関西大学から大阪市立大学に転職しましたが、1994年度から非常勤で立命館の刑法の授業を担当することになりました。私の大先輩であり、立命館の非常勤を永く勤められ、一時は大阪市立大学の同僚でもあった中山研一先生とともに、半ば立命館のスタッフのように扱っていただいてきました。途中、役職や留学で途切れることもありましたが、昨年度までほぼ継続して勤めさせていただきました。

そしてこの4月、いよいよ28年間在職した大阪市立大学を退職して立命館大学に奉職させていただくことになったわけです。立命館との長い関わりを経て、今や立命館は私の立命館になりました。そうなりますと、今まで気にならなかったことが気になり、もっと良い大学になって欲しいという気持も涌いてきます。一例だけを挙げることにします。

長い非常勤の間、立命館の学生諸君は、大教室でも私語はほとんどなく、気持よく講義ができる状態で推移してきましたが、昨年、はじめて講義中に私語が止まらない事態が生じました。法学部の学生が、授業中に私語で周りに迷惑をかけることを何とも思わないようでは、それだけで法学部生失格といわざるをえません。当初は、そのことに自分で気がつくか学生同士で注意をし合って解決されるものと思っていましたが、授業アンケートの回答の中に、私語対策はもっぱら教師の仕事であり、それができないようでは教師失格という記述があり、驚きました。たしかにそういう時代になったのかもしれないと思いながらも、一抹の淋しさを感じました。

私の抱いてきた立命館のイメージは、学生諸君が元気で、立命館の学生であることに誇りを持ち、教職員が一体となって民主的な学風を維持しているというものです。それが幻想でないことを願いつつ、私も、微力ながらその一翼を担っていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

（あさだ・かずしげ　刑法）

New Face

新任紹介

母校にもどってきました

藤原　猛爾　*FUJIWARA Takeji*

70年法学部卒で、4月から特別契約教授に就任しました。環境法、民事法実務総合演習、法曹倫理等を担当しています。弁護士歴33年目ですが、昨年まで、非常勤講師として法学部で環境法ゼミ、環境法実務を数年間担当し、法科大学院では05年から環境法実務演習を担当してきていました。しかし、過去の経験にもかかわらず、今回の教授就任は、法理論と法律実務とを統合し生きた法教育を実践するという法科大学院の重要課題を担うということで緊張の日々が続いています。

私は、弁護士の日常的業務として各種の民事・刑事事件に従事しつつも、意識的に公害・環境問題に取り組んできました。環境問題は、60年代の激甚で深刻な公害被害救済から自然保護やまちなみ保全という課題へと変化しているように見えますが、なお、道路大気汚染や微量ではあるが長期的に化学物質等の暴露を受けることによる健康被害が深刻な問題となってきています。公害・環境問題をめぐる紛争では、法律のみならずあらゆる学問分野の知識と成果を導入することなくしては問題の解決が出来ません。今まさに問題となっている地球温暖化問題がそのよい例です。私は、これまでの法律実務では、多くの先輩法曹、学者、専門家そしてNGO・被害者から教えられ学びながら、問題解決に資するようにと心がけてきました。社会あるところに法があり、法は社会とともに進化すべきであると考えていますが、このことは、環境問題をめぐる法的紛争に関わってきた者としての実感です。

法科大学院では、前期日程を終えましたが、これまでの私の実務経験を院生たちにどのように教えるのかに苦心してます。工夫と研鑽を重ねることの大切さを切実に感じています。加えて、ここ10年間の頻繁な法令改変について、その変化の早さにとまどっております。

実務家としての経験と教訓は貴重なものですが、教授としての私に課せられたことは、実務経験をそのまま院生に伝えることではなく、院生の将来の活動のために実務経験を理論的に整理し、一貫性のある法律実務理論として伝えることであると考えています。

幸いにして、私は、多くの若い弁護士との共同事件を担当することが多く、また、日弁連等の各種の法律家団体の公益活動にも参加し、内外の法律実務家との交流も重ねています。この度の教授就任を機会に、将来をみすえ、進化しつつある法律実務のあり方を考え整理したいと考えています。

朱雀の大学院キャンパスは、設備も教育サポートもすばらしく、キャンパスには、院生の勉学への熱気が満ちあふれています。新しい法律実務家を目指す院生に教え教えられながら院生ともども成果をあげることを期しています。法学会のみなさま、朱雀キャンパスでお会い出来ることを願っています。

（ふじわら・たけじ　環境法）

New Face

新任紹介

勝負の行方

戸部　真澄　TOBE Masumi

本学は、私にとって３つ目の勤務校となる。過去の勤務校（山形大学人文学部、名古屋大学環境学研究科）はいずれも学際組織であり、それが故の気ままな楽しさがあった。

しかし、法科大学院には特別なものがある。何と言っても、授業が楽しい。スリリング、と言うべきか。

第一に、高度な内容を学生に淀みなく伝えられるか。これは事前の講義準備を万全に尽くせるかの勝負である。第二に、学生がそれを正確に理解してくれるか。講義中、学生の顔を見ていれば、誰が理解し、誰が理解していないかはありありとわかる。５分の１以上が当惑や諦めの表情を浮かべている時、講義は失敗である。第三に、講義後の質問に対し即妙に答えられるか。わざわざ教壇まで来る学生の質問は総じて鋭く、一定の正しさを含んでいる。それに対して、満足のいく回答を用意できるか。これも一つの勝負である。

かくして、私は毎回の授業に「勝ち、負け」をカウントするようになった。淀みなく講義ができ、質問への回答に学生が満足して帰って行ったときは「勝ち」、講義中に論理があやしくなったり、質問に来た学生がどこか腑に落ちない表情で帰って行ったりした場合は「負け」というように（一体、誰・何に対する勝ち負けかは私にも不明であるが）。

ひどい「負け」を喫した日は、帰宅後も気が晴れない。いつまでもちくちくと思い悩んで、本来ネギを斜めに切るべきところを、気がついたらみじんに切っていたりする。

学生は時折、私への質問・反論として「○○先生は、こう言って／書いていますけど」と言う。だから何なんだ？心の中では、そう思う。高名さは言説の正しさをいかなる意味でも担保しない。学問的には無意味な言である。

しかし、学生を責めることはできない。要するに、私が信用されていないだけなのだ。考えてみれば、教員として相当に屈辱的な事態である。こういう時、「負け」のカウントは確実に一つ繰り上がる。

かくして前期が終わった今、私の手の中には目に見えない「勝ち：負け」の対照表が握られている。講義ではどの位だろう？５：５、いや、４：６か？演習では甘く見積もっても２：８位だろう。いずれにせよ、完全な負け越しである。

演習を終えて研究室に戻る際、キャレル前の廊下を通らなければならない。「負け」の日は、そこに集う学生から嘲笑されているような気がしてならない。私はそこをそそくさと猫背気味に通り過ぎる。水泳をしていたために、本来、姿勢はいい方であった。だが、この前期の間に随分と猫背になってしまった。

この「負け」の借りを、私は返さなければならない。背筋も元に戻さなければならない。ネギも正しく切る必要がある。後期はもっとうまくやれるはずだ。来年は、それよりももっと。かくのごとき健全とも不健全とも言える情念を胸中に赤々と滾（たぎ）らせながら、現在、後期の講義準備に取りかかっている。

今年の夏が暑いのは、気温のせいだけではあるまい。

（とべ・ますみ　行政法）

Sabbatical

外留報告

豪州での在外研究を終えて

指宿　信　*IBUSUKI Makoto*

2007年10月から2008年3月まで、半年の在外研究の機会をいただいた。滞在国はオーストラリア、ちょうど季節を反対とする南半球において春から夏を過ごしてきた。シドニー大学（USyd）とニュー・サウス・ウェールズ大学（UNSW）において、「オーストラリア日本法ネットワーク（ANJeL）」のビジター・プログラムとして受け入れていただき、更に二度目の滞在となるUNSWでは、教授資格客員フェロー（Professorial visiting fellow）として研究室を与えられ快適な環境を整えていただいた。

シドニー大学は豪州最古の大学で、世界100カ国から9000人の留学生を受け入れ、各種の世界大学ランキングでも常時トップ40位内に位置づけられる。学生総数は4万人を超え、医学、歯学、薬学から音楽・美学まで15のファカルティーを有し、豪州各界の指導層を輩出する大学である。メイン・キャンパスはシドニー市内の南方に位置するが、法学部だけは州裁判所の向かい側のビル一棟をキャンパスとして街中にある（ただし、現在メイン・キャンパスに新棟が工事中で移転が間近）。それだけに、実務家教員が多く、実務家向けのセミナー等が頻繁に開催されていた。他方、UNSWは、第二次大戦後創設され、アジア圏を中心に8000人近い留学生を迎えるグローバルな大学である（学生総数は4万人弱）。キャンパスに立つと一瞬自分がどの国に居るのかと思うような風景に出会い、カフェテリアに漂うアジア・エスニックの香りはAPUとも共通する。一昨年新しい法学部の建物が完成したばかり。ガラスが多用されたビルは明るく、教員集団の雰囲気も開放的なものがある。2001年にも客員研究員として滞在した経験がありなじみのあるキャンパスだったが、月日を経て新しい建物も増えており、アジア圏をターゲットに展開する同大学の勢いを感じさせた。

今回の滞在では「刑事司法における透明性と説明責任」をテーマにし、現在我が国でもホットな課題である「被疑者取調べの可視化（録音録画問題）」を調査した。UNSWには警察研究で著名なディクソン教授がおられ、最近、NSW州における取調べ録画制度についての調査をまとめて出版されたばかりで、タイムリーな訪問であった。彼の報告書の概要については、判例時報1994号（2008年4月11日号）で紹介し、また、オーストラリアの立法や最高裁の判例動向もまとめた（判例時報1997号（同5月11日号））。1月にはニュージーランドのウェリントンで、3月にはシドニーで、警察署における取調録画システムを視察する機会が得られ、デジタル化の進む最先端の「可視化」動向を見聞することができたのも幸いであった（季刊刑事弁護54号（本年3月））。他方、今国会では参議院において被疑者取調べ録画を義務化する法案の可決をみたが、未だ成立に至っていない。既に検察庁では一部録画が導入され、警察庁でも読みきかせ段階における録画を導入するということが決まっている。いよいよわが国でも、取調べ可視化時代へ移りつつある。先行するオセアニア域での知見はわが国でも参考となるだろう。

UNSW法学部では証拠法と手続法のジル・ハンター教授に研究パートナーとなっていただき、陪審裁判員比較や証拠法・手続法の日豪比較など、多岐にわたって意見交換をおこなうことができた。帰国後も共同研究を継続することを決めたため、早速、この5月に教

授を京都にお迎えするチャンスがあり、京都弁護士会館を会場にして豪州の取調べ可視化に関する研究会を開催することができた。2007年12月には、“オーストラリア・ニュージーランド精神医学・心理・法学会”の主催する陪審研究カンファレンスがNSW州議会議事堂で開かれたが、わたしも自白の任意性判断について比較法的観点から報告し、多くの刑事司法関係者と交流を深めることができた。これは、UNSWで“心理と法”を専門とする心理学科のデラハントリー教授のご配慮によるものだった。

シドニー大学法学部では、数年前に立命館大学で開催された国際会議のパネラーとして来て頂いた、刑事法のマーク・フィンドレィ教授と取調べ可視化をめぐる方法論について意見交換をおこなった。被疑者取調べで記録された映像が裁判手続に与えるインパクトを警戒する社会心理学分野による実証実験結果に懐疑的な同教授と、こうした研究分野のインプリケーションを前提に手続的抑制策を採るべきとするわたしのアプローチには距離があり、かなり突っ込んだ議論をおこなうことができた。

滞在最終段階になり、2008年3月、キャンベラにあるオーストラリア国立大学（ANU）において二回にわたり日本法講義のゲスト講師としてわが国の刑事司法の特徴について話す機会を得た。一回目のレクチャーを元にして、二回目の講義の冒頭に4－5名からなるグループが自分たちで決めたトピックについて短い報告をおこなうのだが、インターネットなどを駆使して情報を集め、見事な比較法的考察を提示したのには驚かされた。講義を受講していた日本からの検察官も舌を巻くほどの出来映えで、豪州トップレベルの大学における学生（院生ではない）の能力の一端を垣間見た。

なお、前出のANJeLは法科大学院の開講科目である「グローバル時代の日本法（通称「京都セミナー」）」のパートナー組織であり、裁判所や検察庁からも毎年数名の判事検事や職員もANJeLを受け入れ先として留学している。この6月にはラッド新首相が訪日するなど経済政治部門での交流も活発だが、法学分野では欧米圏に比べるとまだまだ注目されていない比較法対象であろう。今後の日豪関係は、APECなどの地域間協力また直接的な両国交流のいずれにおいてもますます盛んになることと思われ、法律学分野での関心が高まることが期待されているところだ。

今回の滞在では、上記二つの大学のネットワークやリソースを、時間をかけて活用することができた。大変な教育負担を抱える法科大学院にあって、このような貴重な機会を与えていただけたことに心から感謝している次第である。

（いぶすき・まこと　刑事訴訟法）

ハイド・パークからシドニー市街を望む
（左はシドニー・タワー、中央茶色い建物が州裁判所庁舎）

都心に位置するシドニー大学ロー・スクール
（聖ジェームズ教会に隠れている茶色い13階建ての建物）。右端に部分的に映っているのが州裁判所庁舎）

Presentation

学会報告

刑法学会第 86 回全国大会報告を終えて

安達　光治　*ADACHI Koji*

今年度の日本刑法学会全国大会は、2008 年 5 月 17、18 日の両日、神戸国際会議場で開催され、私は、17 日に個別報告「因果主義の限界と客観的帰属論の意義」（司会・山中敬一教授（関西大））を、18 日にはワークショップ「集合住宅の共用部分への立入りと住居侵入罪」（オーガナイザー・関哲夫教授（国士館大））で話題提供の報告を行いました（本ワークショップには、憲法からの報告者として本学法学部の多田一路先生も参加されました）。全国大会での 2 つの報告の掛け持ちはかなり荷の重いものに思われましたが、今回は、本年 4 月より本学法科大学院に赴任された浅田和茂先生が大会準備委員長ということもあり、張り切って臨みました。そしておかげさまで、両者とも何とか無事終えることができました。以下、個別報告について、その概要と当日の様子などを簡単に御報告いたします。

今回の報告は、因果関係論をめぐる近時のわが国の議論の検討を行い、その上で、客観的帰属論を 1 つの犯罪体系論としてみたときの理論的、実践的意義について論じるものです。わが国では、1990 年代から「大阪南港事件」（最決平成 2 年 11 月 20 日）などの最高裁判例をきっかけに「相当因果関係説の危機」が叫ばれ、通説的な相当因果関係説の見直しや、新たな因果関係理論の構築が試みられてきました。他方、現在の相当因果関係説は、その枠組みを超えた規範的な結果帰責判断に踏み込んでおり、実際上、ドイツで通説となっている客観的帰属論の理論枠組みで論じる方が適切であるとする立場も有力であり（山中教授はその代表です）、議論の帰趨はなかなか定まっていません。逆に、相当因果関係説の立場からは、結論に大差ないのであればわざわざ曖昧な規範的判断を行う必要性や理論的正当性は乏しいという指摘がある中で、客観的帰属論の独自の意義は一体どこにあるのかを今一度再確認しようというのが本報告のモチーフでした。報告の詳細は『刑法雑誌』に掲載予定の他、本大会とほぼ同時に刊行されました、川端博他（編）『理論刑法学の探究 1』（成文堂、2008 年）に掲載された拙稿「客観的帰属論―犯罪体系論という視点から」にて詳しく論じましたので、そちらも御参照頂ければ幸いです。簡単に申し上げますと、本報告の趣旨は、（ⅰ）わが国の現在の議論は結果帰属の問題を因果的なつながりの問題に還元するという意味で「因果主義」に陥っており、結果帰属に関する分析的視点を欠いている、（ⅱ）ドイツにおける客観的帰属論の展開を検討すると、結果発生について積極的イニシアティブをとったのは誰かという答責性の問題や、行為の社会的性格（特に、許された危険）などの規範的基準が重要な役割を果たしている、（ⅲ）このような基準は、わが国でも、被害者の危険引き受け、挑発防衛、中立的態度による幇助などの実際的問題において意義を有する、というものです。とりわけ、最後に挙げました中立的態度による幇助に関しては、近時、「北國銀行事件」の名古屋高裁での差戻審無罪判決（名古屋高判平成 17 年 10 月 28 日）が、「経済取引上の交渉事として社会的に容認される限度を超えない限り」、背任罪の共犯にはならないと判示した点も踏まえると、アクティブな意義を有すると思われます。しかし、本報告での検討はアウトライン的なものにとどまっており、個別問題への踏み込み、という点で本報告は甚だ

不十分なものといわざるを得ません。ともあれ、客観的帰属論は現代ドイツ刑法学の基礎にある思想でして、本報告はまだその一端を論じたにすぎません。それゆえ、不法論や責任論との関係など、体系論としてみた場合には、まだまだ検討しなければならない課題が山積しています。これについては、外国留学の機会などを利用しながら、さらに考究して参りたいと考えています。

討論では、村井敏邦教授（龍谷大学）、川端博教授（明治大学）、齋野彦弥教授（横浜国立大学）から、客観的帰属論と違法論の関係、相当因果関係説の基本的な理解などについて質問を受けました。これに対し、十分にお答えができたかは、甚だ心許ないところです。とりわけ、村井先生からは、報告後の昼食時間にも、違法論との整理が十分でないとの御批判を頂戴しました。これら点は、今後の研究で明らかにして参りたいと考えております。

今回の個別報告は、大会初日の昼休み直前（3本目）という最も多くの方が出席される時間帯にあたっており、また、会場が国際会議場のメインホールというたいへん立派なものでしたので、当初はたいへん緊張しましたが、報告が進むにつれて、次第に落ち着いて臨むことができました。特に、報告直後に川端先生から「いい報告だった」とお声をかけて頂き、また、山中先生からは、「客観的帰属論の意義という方向からの検討を聞けたのはたいへんよかった」とおっしゃって頂いたのは、よい思い出となりました。また、少なからぬ方から、「御成功おめでとうございます」とのお声掛けも頂きました。これらに鑑みますと、冒頭に述べましたように、何とか無事に終えることができたものと考えております。とはいえ、当然ながら、これは私一人の力によるものではなく、内容的に未整理な段階でプレ報告を聞いて下さり、貴重な御意見を賜った刑法読書会に御参加の先生方や、直前にもかかわらずお付き合い頂き、内容や時間配分について詳細かつ的確なアドヴァイスを下さった法科大学院の松宮孝明先生、細々した作業をお手伝い頂いた法学研究科の吉井匡君、中村悠人君など、周囲のみなさまの御指導、御厚情あってのものです。改めて心より感謝申し上げます。また、本報告に対し「聴衆」の立場からアドヴァイスをしてくれた妻にも感謝します。本報告が少しでも聞きやすいものであったとしたら、それは彼女のおかげともいえます。

（あだち・こうじ　刑法）

個別報告の様子（成文堂、土子三男氏撮影）

新刊図書

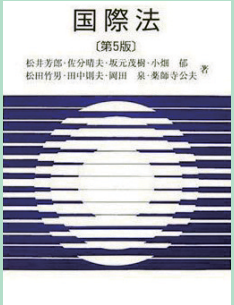

『国際法』第５版

松井芳郎 著
有斐閣　2007 年３月発行
￥2,100（税込）

『よくわかる税法入門ー税理士・春香のゼミナール』第３版補訂
三木義一 著
有斐閣　2007 年３月発行
￥2,100（税込）

『地域労働市場と女性就業』

吉田容子 著
古今書院 2007 年３月発行
￥6,510（税込）

『学習コンメンタール刑法』

松宮孝明ほか 著
日本評論社 2007 年４月発行
￥2,940（税込）

『演習ノート租税法』

三木義一ほか 編纂
法学書院 2007 年４月発行
￥2,520（税込）

『都市という主題ー再定位に向けて』
（立命館大学法学部叢書 第９号）
水口憲人 著
法律文化社 2007 年４月発行
￥3,360（税込）

『タイ労働法研究序説』
（立命館大学法学部叢書 第10号）
吉田 美喜夫 著
晃洋書房 2007 年４月発行
￥5,775（税込）

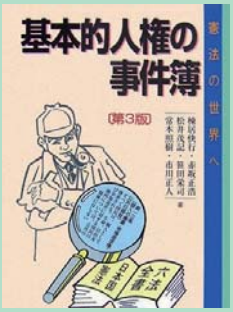

『基本的人権の事件簿ー憲法の世界へ』
第３版
市川正人ほか 著
有斐閣　2007 年４月発行
￥1,995（税込）

『家事審判法』

佐上 善和 著
信山社　2007 年６月発行
￥5,040（税込）

New Book

New Book

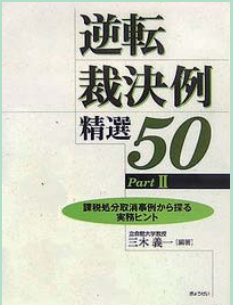

『逆転裁決例精選 50Part2―課税処分取消事例から探る実務ヒント』
三木義一 編纂
ぎょうせい 2007 年 6 月発行
￥2,900（税込）

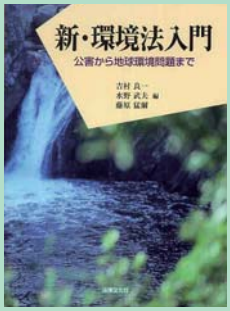

『新・環境法入門―公害から地球環境問題まで』
吉村良一・水野武夫・藤原猛爾 編
法律文化社 2007 年 6 月発行
￥2,940（税込）

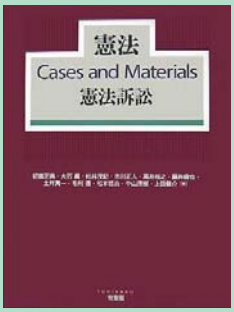

『憲法 Cases and Materials 憲法訴訟』
市川正人ほか 著
有斐閣 2007 年 6 月発行
￥5,355（税込）

『国際私法概論』第 5 版

渡辺惺之ほか 著
有斐閣 2007 年 7 月発行
￥2,835（税込）

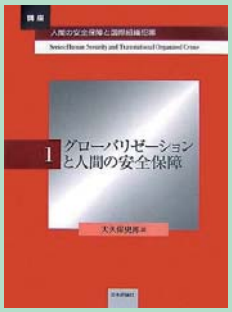

『グローバリゼーションと人間の安全保障』（講座・人間の安全保障と国際組織犯罪第 1 巻）
大久保史郎 編纂 日本評論社
2007 年 7 月発行 ￥5,040（税込）

『国際組織犯罪の現段階―世界と日本』（講座・人間の安全保障と国際組織犯罪第 2 巻）
上田寛 編纂 日本評論社
2007 年 8 月発行 ￥5,040（税込）

『人間の安全保障とヒューマン・トラフィキング』（講座・人間の安全保障と国際組織犯罪第 3 巻）
大久保史郎 編纂 日本評論社
2007 年 10 月発行 ￥5,040（税込）

『人間の安全保障と国際社会のガバナンス』（講座・人間の安全保障と国際組織犯罪第 4 巻）
松井芳郎 編纂 日本評論社
2007 年 9 月発行 ￥5,040（税込）

『高齢者・障害者の生活をささえる福祉機器 I』
吉田容子ほか 著
東京都高齢者研究・福祉振興財団
2007 年 8 月発行 ￥1,680（税込）

『知的財産法演習ノート』

宮脇正晴ほか 著
弘文堂　2007 年 9 月発行
￥2,730（税込）

『皇室制度を考える』

園部逸夫 著
中央公論新社 2007 年 9 月発行
￥2,310（税込）

『家族と法―個人化と多様化の中で』

二宮周平 著
岩波書店　2007 年 10 月発行
￥819（税込）

『刑事手続と刑事拘禁』

葛野 尋之 著
現代人文社 2007 年 10 月発行
￥7,350（税込）

『破産法の法律相談』

小松陽一郎ほか 編纂
青林書院 2007 年 10 月発行
￥6,300（税込）

『犯罪学講義』第 2 版

上田寛 著
成文堂　2007 年 12 月発行
￥2,835（税込）

Media Coverage

法学部定例研究会

2008 年 7 月～ 9 月

■法学部定例研究会：

08 年 7 月 25 日　グローバル化と公共性研究会：中島茂樹氏「国家任務の脱国家化と憲法の危機」
08 年 8 月　6 日　民事法研究会：村田敏一氏「絶対的強行規定・片面的強行規定・任意規定―新保険法の構造分析の視点―」
08 年 9 月 17 日　民事法研究会：木村和成氏「人格権の再定位」、廣峰正子氏「民事責任における抑止と制裁」
08 年 9 月 26 日　グローバル化と公共性研究会：望月爾氏「グローバリゼーションと税制―国際連帯税としての航空券税と通貨取引税を中心に」、倉田玲氏「グローバル化と人権」

立命館ロー・ニューズレター
第54号（2008年9月）
編集：立命館大学法学部
ニューズレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会・
立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
TEL. 075-465-8177
FAX. 075-465-8294
URL. http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlrindex.htm#nl